

議案第48号

前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の改正について

令和5年3月2日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成7年前橋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中
「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条の2前段中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第5条の4中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、「得た金額」の次に「(1
円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)」を加える。

第8条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を
「31万6,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」
に、「57万3,030円」を「58万6,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の前橋市議会議員及び前橋市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)
以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告
示された選挙については、なお従前の例による。